

### 事務処理フロー図

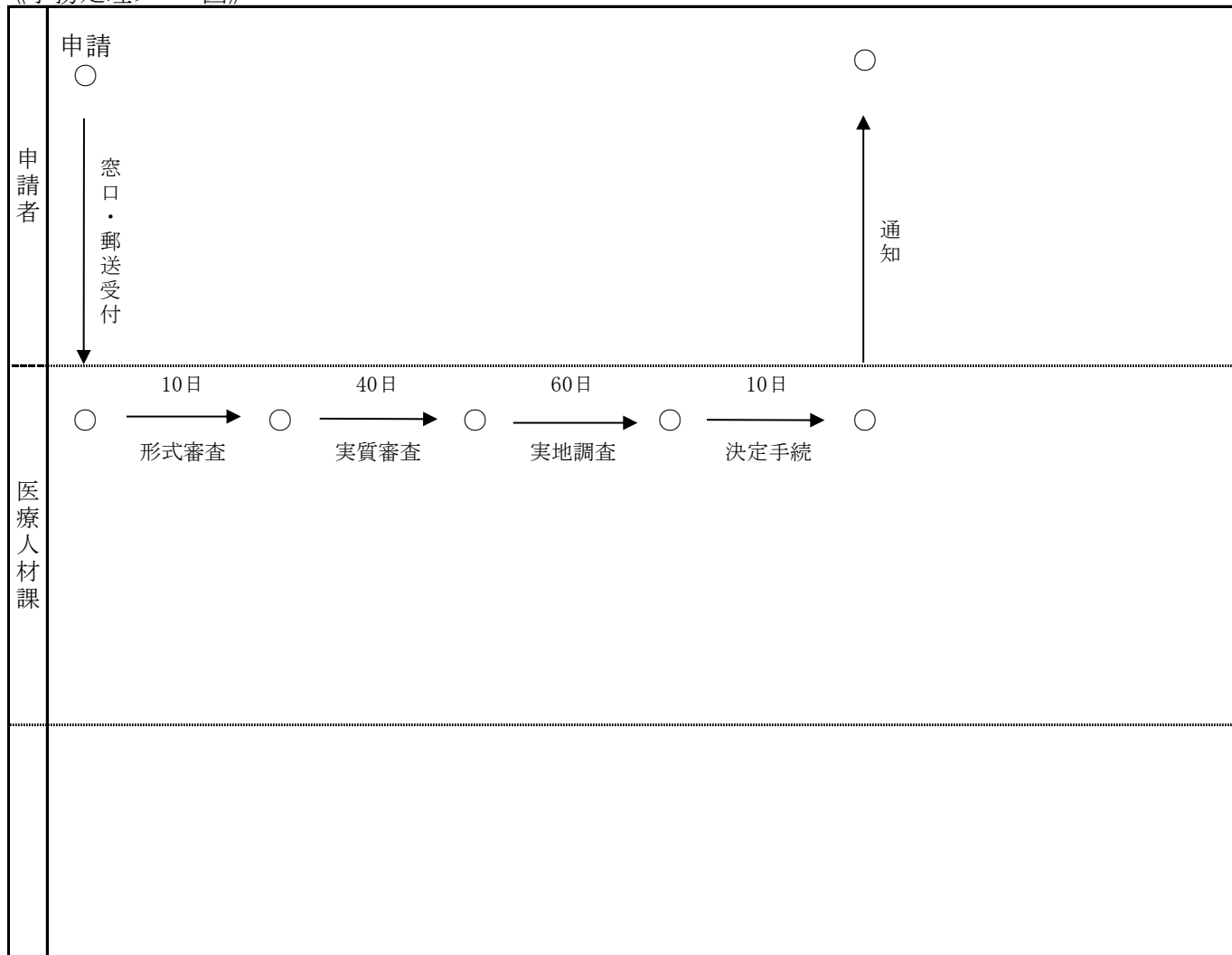
事務名	はり師及びきゅう師養成施設認定
根拠法令	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条

作成部署 福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当 電話33-451

標準処理期間計	120日
---------	------

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
2	実質審査	審査基準を満たしているか審査(東京都医療関係職種養成所等指導要綱及び東京都はり師及びきゅう師養成施設指導要領)
3	実地調査	提出された住所地、配置図、平面図(面積含む。)、設備一覧等と相違ないかを調査
4	決定手続	審査の結果に基づき、諾否を決定
5	通知	申請者に通知
6		
7		
8		
9		
10		